様式第１号（第４条関係）

年　月　日

伊達市長

住　　所

氏　　名

電話番号

空き家バンク物件登録申込書

　伊達市空き家バンク実施要綱第４条第１項の規定により、物件の登録について、下記事項に同意のうえ、申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録区分 | * 新規登録　　　□　再登録 |
| 登録する物件 | 伊達市 |
| 登録内容 | 空き家バンク物件登録カード（様式第２号）のとおり |
| 契約交渉の方法等（いずれかにレ印をしてください。） | □　間接型： 契約交渉に係る全てについて、（公社）福島県宅地建物取引業協会伊達支部（以下「宅建協会」という。）へ仲介を依頼するとともに、当該協会への情報の提供を承諾します。  □　直接型： 契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。 |
| 同意事項 | １　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員を含む反社会勢力でないことについて、関係機関に調査、照会等をされること。  ２　空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）の全てを市が宅建協会及び媒介業者に提供すること。  ３　登録物件の詳細調査（立入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査全て）を市及び媒介業者が実施すること。  ４　空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び市又は媒介業者が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。  ５　媒介業者を介して行う交渉及び契約並びに契約成立後の問題等に関して、市が一切関与しないこと。また、直接型と間接型を問わず、交渉・契約等に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決すること。 |

（留意事項）

１　伊達市では、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉、契約等の媒介行為は行いません。

２　空き家バンク登録者（申込者）が交渉等に係る全てについて、宅建協会等への媒介を依頼した場合は、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第１項の規定に基づく額の範囲となります。

３　伊達市では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により申込みされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に使用しません。